

運営理事会協議結果

○横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会からの協議依頼項目(平成24年第2回定例会以降に協議する項目)

| 会派等提出の検討項目 | 会派等提出の検討項目(詳細) | | | 現状 | 協議結果 |
|------------|----------------|-------|--|--|--|
| | 提案会派等 | 項目 | 検討内容 | | |
| き章 | ヨコ会 | き章 | 横浜市会議員き章規則の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・議員はき章をはい用する(議員き章規則)。 ・省エネルギー対策への対応としてき章をはい用できない場合は、議員証の携帯でこれにかえることとしている。(H21.5.15運営決定) | 現行どおりとする。 |
| 質問通告内容等 | 当局 | 本会議 | 質問通告内容及び書式等の検討(通告書への通告内容の明確化及び平準化等) | <ul style="list-style-type: none"> ・質疑・一般質問の通告については、議長がその発言内容を把握できるようにするという趣旨から、質疑の通告においては、発言の要旨を(会議規則44条)、一般質問の通告においては、質問の要旨を(会議規則83条)、それぞれ文書で提出することとしている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・質疑の通告においては、発言の項目を記載する。 ・一般質問の通告においては、質問の項目を記載することを遵守する。 以上について、市会運営委員会申し合わせ・確認事項に規定する。 |
| 通告内容の公開 | 当局 | 本会議 | 質問通告内容のホームページへの事前掲載の検討 | 通告内容については、運営委員会(質疑については前日又は当日、一般質問については当日に開催)で確認するとともに、本会議当日のインターネット中継において、議案名・質問項目を掲載している。 | 議長決裁後、質疑・一般質問の通告内容をHPに掲載する。(掲載に当たっては、時間の都合上、通告内容が変更されることがある旨、注意書きを付記する。) |
| 答弁者 | 当局 | 本会議 | 局長答弁の導入 | 原則、市長、教育長、行政委員会の委員長及び事業管理者等が答弁を行っている。 ※的確な答弁を行う上で、執行機関の長が答弁者を判断して行うべきものであることを確認(H10.8.31議会改善検討懇話会報告書) | 現行どおりとする。 |
| | | 常任委員会 | 答弁者見直し(委員会出席部長を市会説明員として届け出て、所管部長答弁を可能とする。(議案及び報告事項に関しては、従来どおり、局長から説明)) | 常任・特別委員会において、部長級の答弁にあたっては、局長からの指名により行っている(H19.12.6運営決定)。 | 原則、現行どおりとし、局長から部長級へ、一連の答弁を依頼することを可能とする。 |
| 審議・報告事項等 | 民主 | 本会議 | 開会ベル(本会議開催前の「予鈴」は廃止し、「アナウンス」または「別の音」にすべき。) | 予鈴によって会議の開始を報知している(会議規則8条2項)。 | 現行どおりとする。 |

市会運営委員会申し合わせ・確認事項の一部改正案（新旧対照）

| 現 行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>本会議</p> <p>1 本会議における質疑及び一般質問の通告の受付時期、会派の質問者数及びその順位について</p> <p>(1) 受付日 (略)</p> <p>(2) 会派の質問者数 (略)</p> <p>(3) 順位 (略)</p> <p>(2項以下略)</p> | <p>本会議</p> <p>1 本会議における質疑及び一般質問の通告の受付時期、<u>内容</u>、会派の質問者数及びその順位について</p> <p>(1) 受付日 (略)</p> <p>(2) <u>通告内容</u> <u>質疑の通告においては、発言の項目をその発言の要旨とし、一般質問の通告においては、質問の項目をその質問の要旨とし、それぞれ記載することとする。</u></p> <p>(3) 会派の質問者数 (略)</p> <p>(4) 順位 (略)</p> <p>(2項以下略)</p> |